

3. 著しい長期・頻回事例の算定の基準に回数制限等を設けることについて

前回の主な意見

- 漫然と同じ施術を長期に続ける妥当性はないことから、調査の重点化の対象となる著しい長期・頻回事例については、算定の基準に回数制限等の措置を是非行って頂きたい。
- 患者の年齢や症状によって長期の施術が必要な場合もある。また、柔整においては、外科手術や投薬等の制限があることから毎日症状を見なければならないケースもあり、初期段階においては施術回数が多くなる場合もある。「部位転がし」については、長期延長理由がないものもある。したがって、一括りに長期・頻回が問題であるというものではなく、いろいろ個別的に判断が必要となる。

長期施術に回数制限を設けることによる問題点について

- 回数制限を設けた場合の上限値について
 - ・患者の年齢・症状がさまざまであることから一律上限を設定してした場合、適正な運用となるか。
 - ・上限値を設定する場合、その根拠を何に基づくこととするか。

【参考】

- これまでの長期施術に対する対応
 - ・平成6年において、初検から5ヶ月を超過した部位に係る施術料金を80%に逓減
 - ・平成9年において、打撲、捻挫の施術が3ヶ月を超過した場合、支給申請書に「長期施術継続理由書」を添付
 - ・平成24年において、柔整審査会における審査において、多部位・長期・頻回施術を重点的審査事項として位置づけし、多部位・長期・頻回施術に関する患者調査の手法・様式を保険者に通知

今後の進め方（案）

- 長期・頻回のデータと患者の状態を結びつけるデータがないことから、原因疾患毎の長期・頻回のデータの収集し、そのデータの解析を進めた上で検討することとしてはどうか。